

Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

「捨てる…」

税理士業から「お客様のビジョン実現をサポートする」という経営サポート業にスタンスを移すことを決めた時に一番影響を受けたコンサルタントである一倉定の「経営心得」の中の一項目に以下があります。

・・・「社長の決定で最も難しいのは捨てるという決定である」・・・

私のコンサルティングのうちで、最も難しく、最も急ぐ事こそ「捨てる」ことを納得させることなのである。私は社長の決定のうちで、何が最も難しいか、という問いに対して、躊躇することなく「捨てる」ことであると答えるのである。論より証拠、優秀会社は例外なく「捨てる名人」であり、破綻した会社は例外なく「切捨音痴」である。

今現在も手に入れたモノ（事業や資産）を捨てられず抱え込んだままで倒産の危機に瀕しているお客様を目の前にしています。社長に「手放すのが苦手ですね」とお話ししたら「そうみたいです。頑張ればせつかく手に入れたモノを守る...」と思いながらいつの間にか追い詰められました」とお答えになりました。

お客様の経営をサポートする上でも自社の経営や個人的な生活についても捨てることは大きな課題であり価値であったと感じています。「捨てること」について考えをまとめてみました。

●捨てることが未来を創る

昨年、闘病の末に家内が亡くなりました。その時に自分の価値観を整理して「①家内との思い出と恩は忘れない、②過去に引きずられることなく生きる、③淡々と人生の旅を続ける」という三つの「残された自分の生き方の方針」を決めました。そして、それまでハメたことのなかった結婚指輪をハメることにより家内との思い出を大切にし続けることにし、同時に「過去に引きずられない」ために葬儀までの一週間で家内のモノを全て処分し、四十九日までに荷物を整理し家具を買い替えて新生活のためのワンルームに引っ越しました。

人生も山登りと一緒に荷物は軽く身軽な方が動きやすいのは当然です。歳をとり次第に衰えていく独り暮らしの日々を身軽になり明るく元気に生き抜くためには、大切なものを見極めて必要最低限のもの以外は捨てる必要があるのです。

事業再生も同様、第一歩は不要資産の処分と不採算事業の撤退により身軽になることなのです。経営が傾くような会社ほど驚くような不要資産の山を抱え込んでいるものです。

●捨てるとは選択である

決断とは「Aを選択してBを捨てること」に他なりません。つまり私たちが未来に向かって前進するためには必ず何かを捨てる必要があるのです。「捨てる」とは逆に考えれば「残すモノの選択」でもあります。選択するためには自分自身の価値観を常に整理してその優先順位を決めておく必要があります。大切なのは事業や人生の目的（何のために）と在り方（生き方、経営理念）だと思います。

常識、習慣、見栄や他人との比較... 価値観と優先順位を明確にしてそんな余計なものを捨て去り自分にとって本当に必要なものを見極めて選択していくことにより、モノだけでなくコトも整理され「時間」という最重要な資産を手に入れることもできるのです。

山旅でも「衣（防寒）」と「食（水と食料）」と「住（テント）」さえあれば最低限旅を続ける事はできますが、さらに無駄を省き荷物を軽く小さくし身軽になることにより時間を生み出し楽に遠くまで旅が続けられます。人間生きて行くために必要なものはそう多くないと気づきます。

◆ 電子納税について

電子納税とは、国税及び地方税の納税手続を自宅やオフィスからインターネットを経由して電子で行う手続きです。これにより、金融機関などに行って納付する手間を省くことができます。

今回は国税の電子納税の種類についてご説明します。

● 電子納税の種類

・ダイレクト納付（口座振替）

ダイレクト納付とは、e-Taxを利用して電子申告をした後、登録した預貯金口座からの振替によって即時又は期日を指定して納付を行う方法です。こちらは事前に税務署への届出が必要となります。（法人は書面での提出のみ。）登録までにおよそ1か月程度の時間がかかるため、注意が必要です。

・ネットバンキング等による納付

インターネットバンキング等による電子納税には、さらに登録方式と入力方式の2つの方法があります。（右図は登録方式・インターネットバンキングの場合。）

登録方式は、申告書データ等を送信した後に対応する納付区分番号を使用して電子納税を行う方法です。

入力方式は、ご自身で納付情報を入力して電子納税を行う方法です。

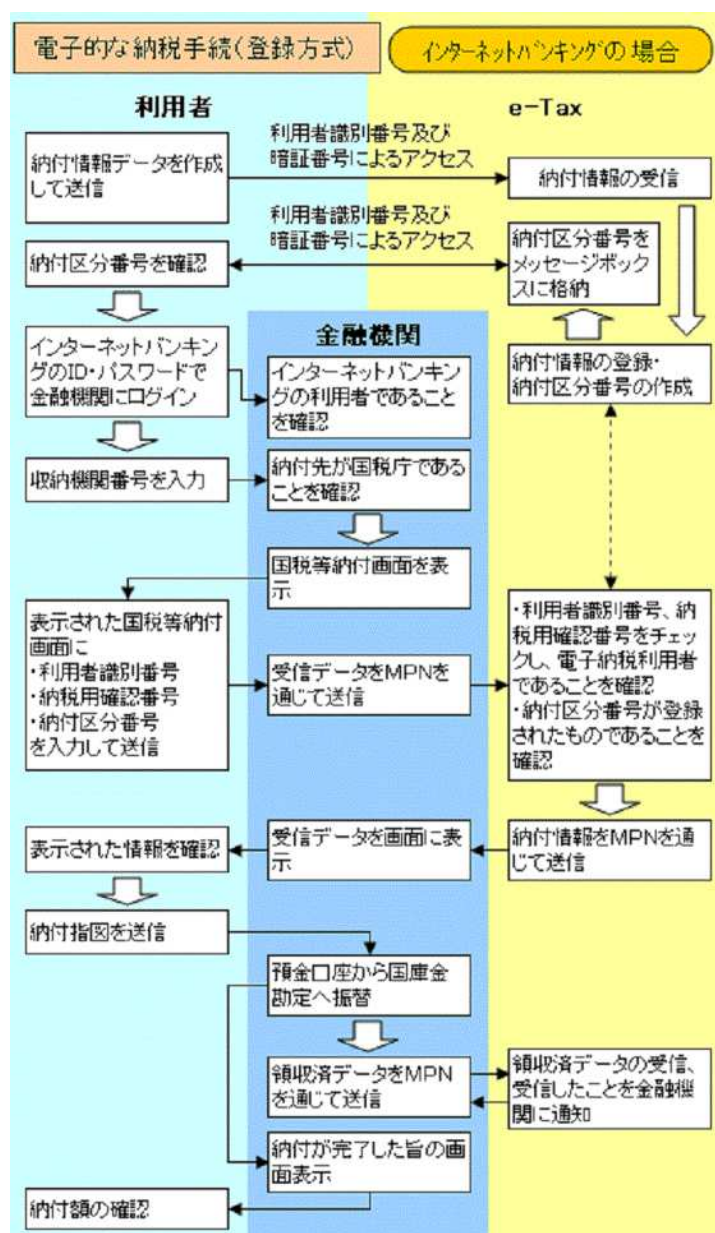
どちらかの方式で納付情報を作成した後、インターネットバンキングやクレジットカード、スマホ決済アプリを使用して納付することや、QRコードを発行してコンビニで納付することもできます。

クレジットカードやスマホ決済アプリを使用した納付には、それぞれ異なる利用可能額があり、さらに納付金額に応じて決済手数料がかかる場合があります。また、クレジットカード自体の上限金額によっても利用可能な金額が制限される場合があるため、事前に納付金額と上限金額の確認が必要です。それぞれの詳しい手順や詳細はe-Taxのサイトに記載があります。

出典：「電子納税の流れ」 e-Tax ホームページ

● 最後に

電子納税を利用することで、納付期限までに金融機関等に行く時間がとれない方でも納付手続きが可能となります。弊社でも、利用機会が多い法人税・源泉所得税については実際の操作画面のスクリーンショットを使用したマニュアルを作成していますので、弊社担当者へお気軽にお問い合わせください。



★ 悩める相続第40弾！

高齢になると体力や判断能力が低下し、お金の管理に不安を感じる人が多くなると思います。銀行の出入金や自宅などの不動産の売却、医療・介護の手続きは本人が自身するのが原則ですが、判断能力が十分あるうちに契約を結ぶことで家族をはじめ信頼する人に財産管理などを任せることができます。

健康状態などによって契約の種類が複数ありますので今回は特徴や使い方をレポートいたします。

● 高齢期の衰え、契約で備え

認知症になると本人が預貯金を引き出したり自宅を売ったりすることは原則できず、家族が代行することも認められません。財産凍結を解除するには成年後見制度の法定後見がありますが、家庭裁判所が選任する後見人が親族になるとは限らないなど制約が多くなっています。

そこで利用が広がっているのが、家族信託です。事前に本人が財産管理などを任せの人を選ぶ仕組みで、信託法に基づく民事信託のうち家族や親族と結ぶ契約が家族信託です。

管理を任せる委託者、任せられる受託者、財産からの利益を受ける受益者で構成されます。任せる財産は現金、不動産、有価証券などから具体的に決めます。費用は財産規模によりますが、契約締結時に専門家に契約書などを依頼する場合で数十万からになります。契約開始後は受託者が家族なら無報酬が多く、専門家であれば月額数万円程度になります。

大きな特徴は財産の所有権が受託者に移り、契約で定めた範囲で柔軟に管理・運用・処分することができます。ただし、家族信託は財産管理が目的で、医療や介護などに関する契約はできません。

● 任意後見人

こうした身上保護の契約ができるのが任意後見になります。本人の判断能力があるうちに後見人を指定し公正証書で契約をします。医療や介護のほか財産管理の希望も盛り込むことができます。自宅を売却して施設の入居費に充てることも可能です。

任意後見では本人の財産保全を重視するために家庭裁判所が選んだ任意後見監督人が付きます。

任意後見は本人の判断能力の低下を受けて後見人などが家庭裁判所に監督人の選任を申し立て、監督人が選任されると効力が生じます。しかし、監督人選任まで数か月程度の時間がかかります。

● 財産管理等委任契約

財産管理等委任契約は締結すれば本人の判断能力がある段階から発効します。委任内容も本人の希望に応じ財産管理や身上保護などから決めることができます。ただし、財産は名義変更せず、本人が所有します。

所有権が移転する家族信託や判断能力が衰えた人の法律行為の代理権限がある任意後見とは異なります。

委任内容を実行する際にも基本的に本人の意思確認が求められます。タイミングを計った機動的な不動産や有価証券の取引には向いていません。生活費の管理や銀行での手続きなど日常のサポート手段として利用されることが多いと思います。

家族信託、任意後見、財産管理等委任契約をどの様に使い分けるかが重要になってきます。



機横浜総合フィナンシャルの西尾です！

判断の手掛かりとなるのは本人の財産管理ニーズと健康状態です。柔軟な財産活用であれば家族信託。認知症に備えたいのであれば任意後見。それぞれを併用することもできます。また、健康状態によりますが、所定の手続きを行うことで途中でそれぞれに移行することも可能です。

今月の yoko-so



TEAM
yoko-so

変わらないは、つまらない。

第38期が始まりました！

9月になり、yoko-soの第38期が始まりました。9月9日に全社員、アシスタント及び令和8年度新卒内定者の出席のもと、内定式及び経営計画発表会が行われ、新メンバーと共に、新年度の経営計画、方針及び目標を共有しました。

新たな体制のもと、「お客様のビジョン実現」のため、より良いサービスを提供するとともに、お客様と共に成長し続けてまいります！



やり切った！税理士試験

8月8日、税理士試験お疲れ様会を実施しました。受験生は解放感に包まれた表情で、試験内容・勉強方法の振り返りや、来年の試験に向けた勉強計画について情報交換をしていました。

試験が終わっても継続的に学ぶ姿勢が、yoko-soのValueの1つである「なりたい自分になる」を体現していると感じました。

しっかりリフレッシュして、また1年頑張ります！山本所長、ごちそうさまでした！



編集後記

残暑厳しいこの頃ですが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

私事、税理士試験を受験してきました。業務調整、試験休暇等手厚いサポートをいただき感謝しております。

お疲れ会は久しぶりに飲みすぎたため、次の日は一日中寝込んでしまいました…「酒は飲んでも飲まれるな」とよく言われますが、皆様も体調管理にはくれぐれもお気を付けください…

会計税務支援部 後藤

次号予告・お知らせ

新入社員も加わり、yoko-soは新たな体制で第38期を進めてまいります。10月号では、さらに成長したyoko-soをお届けできればと思います！

該当するお客様には事前にお伝えしていますが、新体制(部署異動)により、一部担当者が変わります。引継ぎ等を万全にし、よりお客様に寄り添ったサービスを提供してまいります。

次号もどうぞご期待ください！



今月の一言…“良薬は口に苦し”

「 ゴールの先にある景色を楽しみたい 」

(スケート選手 小平 奈緒)

壁を乗り越え目標を達成したときに待っている景色… あの頂の向こうにはどんな景色が待っているんだろう？と思いながら人生の旅を続けているような気がします。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o l . 2 0 9)

★ 9月から弊社は新年度に入り、各部署で来期に向けた行動計画づくりが始まっています。部署ごとに考え方や得意分野は違いますが、今期はそれを持ち寄っての発想で協力し合い、より良い成果につなげていきたいと考えています。ときには意見がぶつかることもあるかもしれませんが、そこから新しいアイデアが生まれるのもチームの面白さです。笑顔の絶えない協働を目指していきたいです。 (NAMIZAKI)

★ 先日、令和8年度新卒入社内定式を行いました。内定者の緊張している姿に微笑ましさを感じると共に、令和7年新卒入社メンバーが成長し逞しい顔になっていることを感じました。普段の業務の中では気付きませんでした。初々しい内定者メンバーと比べて見るとしっかりと成長していることを改めて感じました。メンバーの成長に感謝です。 (NISHIO)

★ 9月、yoko-so にとっての新年度がスタートしました！今年の自身のテーマは…研究開発 (R&D)。事業環境が目まぐるしく変化する中で、これまでの事業のみで会社が成長することは困難であり、お客様を支援する立場からも新サービス・既存商品のリニューアルは必須です。商品を生み出すためには、新たなネットワークの開発と新たな知識の仕入が大事。ベースの価値観は、変わらないはず！ (TOCHIKURA)

★ 明日はいよいよ経営計画発表会です。新年度の出発式なので、2026年卒内定者にも参加してもらい、全体の方向性や各部署の取り組みを知ってもらう機会にしています。普段はどうしても目の前のやることに追われてしまうので、改めて経済環境など確認、yoko-so がとる中期的戦略、来期の目標と話を進めます。必要性を伝えるためその方針の背景も伝えたいのですが私の持ち時間30分！凝縮して伝えます。 (YAMAMOTO)

★ 7月の末からお盆明けにかけてパキスタンに行ってきました。三週間をかけてバルトロ氷河をさかのぼり世界第二の高峰K2 (8,611m) のベースキャンプを訪ねる旅でした。三週間テントで寝ながら毎日8～11時間、昼間42度、夜マイナス10度の氷河の道をロバとポーターと一緒に歩きます。途中には人家はなく風呂もトイレもなく、一緒に歩く羊とロバの背に乗せられた鶏は食料になります。世界のあちこちを旅して「一番スゴイ景色はどこでしたか？」という問いには今まで「パタゴニア」と答えていましたが、今後は間違いなく



「パキスタン、バルトロ氷河」と答えると思います。この二年間にヒマラヤやアンデス、ヨーロッパで多くの難峰に登頂した経験を持つ友人五人がパキスタンの山で遭難して亡くなりました。たくさんのトレッカーが訪れ年々賑やかになっていくネパール・ヒマラヤに比べてほとんど未開の辺境であるパキスタンの山々は冒険を求めるクライマーの新たな聖地としてますます人気が高まっていきそうな気がします。この地球の大切な財産として守られていくことを祈りたいと思います。 (IZUMI)

TEAM yoko-so

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

★ “未来をつかむ！” 会計データ活用セミナー

～会計を通して自社の未来を考え経営するキッカケ作りに！～

講師：税理士法人横浜総合事務所 パートナー事業部リーダー 大川 駿平

日時：10月24日(金) / 13時～15時

場所：Zoomを活用したオンラインセミナー

参加費：弊社顧問先無料 ※弊社関与先外 10,000円(税込)

★ “補助金・助成金の賢い使い方！” 補助金・助成金セミナー

～事業成長につながる補助金と、社員の育成・定着に活用できる補助金の最新情報をご紹介～

講師：税理士法人横浜総合事務所 中小企業診断士 常平 剛

シャイン湘南社労士事務所 代表 社会保険労務士 内田 早苗

日時：10月29日(水) / 16時00分～17時30分

場所：Zoomを活用したオンラインセミナー

参加費：無料

★ “合宿版！” 理念経営セミナー

～社長の人生理念が、未来を切り拓く経営理念となる～

講師：税理士法人横浜総合事務所 創業者 泉 敬介

日時：2025年11月12日(水)13時～11月13日(木)17時

場所：税理士法人横浜総合事務所セミナールーム

参加費：165,000円(税込) ※宿泊費、1日目夜懇親会費含む

参加資格：企業のTOP(経営者、後継者、後継予定者) 定員6名

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越豊司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、社会保険労務士法人エール

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人フードアカウンティング協会

(株)パワーズアンリミテッド、税理士法人東京クロスボーダーズ

ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) みらいコンサルティンググループ 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

Note(毎月更新)、facebook(毎日更新)にもつながります



現状分析→理念・戦略→数値化→実行計画まで、
この1日で“カタチ”に。

1日で“動く中計”をつくる 実践直結セミナー！

こんな方に

- ✓ 中期経営計画が「作って終わり」になっている
- ✓ 5年の成長テーマと数値を現場まで落とし込みたい
- ✓ KPI・施策の優先度まで一気通貫で決めたい

セミナーの
ポイント

(持ち帰れるもの)

中計サマリーシート

(現状分析結果／戦略／数値計画／主要施策)

日時 2025年

10.16(木)

10:00-18:00

会場

横浜総合事務所 セミナールーム

横浜市中区山下町209 帝蚕関内ビル10F

定員

3社(先着順)

対象

経営者・役員・事業責任者

参加費

一般：**55,000**円／顧問先：**27,500**円(期間限定 50%OFF)

特典

受講後 30日以内のフォロー 個別相談(1時間/1社)付き

当日の流れ(1日版)

【午前】

- イントロ／成功要素の確認
- 外部環境・内部環境分析(SWOT)
- 経営理念・事業目的の検証

【午後】

- 中期ビジョン、戦略の設計
- 3年数値ラフ(単価×数量／粗利／販管費・人員・投資)
- 施策ポートフォリオの検証(バラスコアカード)
- ガバナンス設計(組織、管理体制)

期待できる効果

- ✓ 計画の「実行性強化」
誰が・いつまでに・何で測るかが明確に
- ✓ 財務と現場 KPIの一本化でブレない運営
- ✓ 見直し基準が決まり、
走りながら改善できる**体制移行**

お問合せ ▶

Phone **045-641-2505**
税理士法人 横浜総合事務所／栃倉・常平

税理士法人横浜総合事務所
www.yoko-so.co.jp



「中期経営計画立案セミナー」参加申込書

FAX・Eメール・QRコードのいずれかの方法でお申し込みください。

FAXの 場合

下記申し込み欄にご記入いただき、そのままFAXにて送付ください。

FAX番号：045-641-2506

フリガナ			
貴社名			
フリガナ			
所在地			
フリガナ	部署 ・ 役職		
参加者名 経営者・役員・ 事業責任者限定			
TEL	FAX		
メールアドレス			
他・連絡事項			

Eメール の場合

①貴社名 ②部署・役職 ③参加者名 ④電話番号 ⑤ご相談事項を
下記のEメール宛てにお送りください。

Eメール：info01@yoko-so.co.jp

QRコード の場合

お申し込みはコチラから >>



（個人情報の取扱いについて）

当社は収集いたしました個人情報を①[セミナー運営のため]②[お問い合わせのあった事案に対する回答のため]
③[お問い合わせの内容に資料等の送付が必要な場合の郵送のため]に使用いたします。収集した個人情報について、
本人の同意なく第三者に開示又は提供することはいたしません。あらかじめご確認ください。

お見積もり、初回相談は無料で承ります。お気軽にお電話ください。

ご不明な点はお気軽にご相談ください。

税理士法人 横浜総合事務所

〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町 209 帝蚕閣内ビル 10F

TEL.045-641-2505

FAX.045-641-2506

税理士法人横浜総合事務所



TEAM
yoko-so

変わらないは、つまらない。

www.yoko-so.co.jp

未来を掴む！ ～会計データ活用術～

体験型
セミナー

会社の試算表が実績確認だけのものになっていませんか？

過去分析、現状分析をすることで自社の強みや課題を特定し、意思決定や戦略立案に役立てることができます。

会計データを活かし将来の予測をし、思い描く未来に近づくための会計データの活用術を学んでいただくセミナーです。

当日は担当者と一緒にデータ分析と単年度計画の作成をします。

10月24日(木)
13:00-15:00

**会計を通して自社の未来を考え
経営するキッカケ作りに！**

セミナー概要

1. 導入講義
 - ・現状分析、予実対比の大切さ
2. 現状把握（過去、現在）
 - ・3期分析、売上、原価、人件費、戦略固定費の分析
3. 単年度計画の作成
 - ・分析を基に単年度計画の作成

- ・ 場所 : Zoomを活用したオンラインセミナー
- ・ 開催日 : 毎月25日 13:00～15:00
- ・ 参加費 : 弊社顧問先無料
弊社関与先外 10,000円（税込）
- ・ 申込方法: 弊社ホームページから



講師:大川駿平
Team戦略経営支援リーダー

こんな方におすすめ

試算表が実績
の確認だけに
なっている

会計データの
活用方法を知
りたい

今期の着地が
どうなるのか
毎月確認した
い



経営改善の
アドバイスが
欲しい

会社の数字に
もっと強くな
りたい！

数字に苦手意
識がある。。。



お問い合わせ

☎ 045-641-2505

税理士法人
横浜総合事務所
担当：大川

[所在地] 〒231-0023
横浜市中区山下町209帝蚕関内ビル10F
[メール] s_okawa@yoko-so.co.jp

TEAM
yoko-so

変わらないは、つまらない。

補助金・助成金の賢い使い方

無料
オンライン開催

補助金・助成金 セミナー



今お勧めの補助金・助成金

- ・ 中小企業新事業進出補助金
- ・ 中小企業成長加速化補助金
- ・ キャリアアップ助成金
- ・ 人材開発支援助成金

このセミナーでは、事業成長につながる補助金と、社員の育成・定着に活用できる助成金の最新情報と活用法を紹介します。

このような経営者にお勧めです！

- ☒ 補助金・助成金、何から始めたらいいの？
- ☒ 人材の採用や育成、定着に課題を感じている
- ☒ 設備投資や働き方改革を検討している
- ☒ 補助金・助成金の活用を検討している

日時：2025年10月29日16:00～17:30

料金：無料

オンライン開催

お申し込みはこちらから→



共催：



税理士法人 横浜総合事務所



シャイン湘南社労士事務所

第1部 成長を加速させる 補助金の活用法



今お勧めの補助金から、補助金採択のポイントまで補助金活用の実践ノウハウを紹介します。

税理士法人 横浜総合事務所
パートナー事業部

中小企業診断士 常平 剛

中小企業の経営支援・補助金支援に従事
事業再構築補助金は採択38社、採択率83%

第2部 助成金の最新情報と 活用法



社員の採用や育成、定着に活用できる助成金の最新情報や制度活用法を紹介します。

シャイン湘南社労士事務所
代表

社会保険労務士 内田 早苗

助成金の申請を中心にサブスクでの
就業規則作成を提供



下記申し込み欄にご記入いただき、そのままFAXにて送付ください。

F A X 番 号 : 045-641-2506

フリガナ			
貴社名			
フリガナ		部署/役職	
ご参加者名			
TEL		FAX	
メールアドレス			
個人情報の取扱い	(下記 ■個人情報の取扱いについて) に ☐ 同意する (☐ に✓点)		

お申し込みはコチラから ➡



FAX・または上記QRコードよりお申し込みをお願い致します。

(個人情報の取扱いについて)

当社は収集いたしました個人情報を ①セミナー運営のため ②お問い合わせのあった事案に対する回答のため ③お問い合わせの内容に資料等の送付が必要な場合の郵送のため に使用いたします。収集した個人情報について、本人の同意なく第三者に開示又は提供することはいたしません。あらかじめご確認ください。



お問合せ先 税理士法人 横浜総合事務所
TEL:045-641-2505 / FAX:045-641-2506
担当：常平



会計データを登録するだけで、始める経営の見える化



bixid
business intelligence x identity

経営に役立つ 4つの見える化！

01 利益の見える化 スマホ対応

損益計算書の見かたを変えるだけで、多くの経営課題を発見することができます。bixid(ビサイド)を使うと、毎月の損益計算書がビジュアル化され、前年実績と対比しながら売上・原価・経費・利益の状況を把握することで、新たな経営課題を発見できます！



02 資金の見える化 スマホ対応

資金繰りを安定させるためには、過去のお金の流れを理解することから始めるのが効果的です。bixidを使うと、毎月どこからお金が入ってきて、何にお金が使われたかが明確になり、資金繰りの漠然とした不安から解放されます！



03 返済予定の見える化

資金繰りを改善するためには、借入金の返済予定を把握することが第一歩となります。bixidを使うと、借入明細を登録するだけで、目先の月別返済予定から数年先の借入金残高まで、いつでも把握することができます！



04 売上の見える化

売上を上げるためには、営業社員の商談成果や店舗の来店客数・客単価など、売上が増減した要因を把握することが効果的です。bixidを使うと、業種業態に合わせて自由にレポートを設計してビジュアル化することで、売上の増減要因を明確にできます！

bixidについて、詳しく説明を聞きたいという方は弊社までご連絡ください。

お問い合わせ先

TEL045-641-2505

税理士法人 横浜総合事務所 担当 今井、大川、鈴木(博)

bixid (ビサイド紹介)



お問合せ・質問



Seminar

理念経営セミナー ～合宿版～

社長の人生理念が、
未来を切り拓く経営理念となる

成長する企業の条件は、社長個人の人生理念を明確にし、これを基盤として、自社の経営理念から日々の経営までが一気通貫するブレない軸に貫かれていることが必須です。他社からの借り物ではなく社長が命を削って戦える基盤となる御社の真の経営理念を創ってみませんか？

11.12 ▶ 11.13

13:00 水

17:00 木

参加資格：企業のTOP（経営者、後継者、後継予定者）
定員：限定6名
会場：税理士法人横浜総合事務所セミナールーム
参加費：165,000円（税込）※宿泊費、1日目夜懇親会費含む
主催：(株)横浜総合エクスペリエンス
税理士法人横浜総合事務所
申込方法：弊社ホームページから
連絡先：045-641-2505 担当：小川
※詳しい内容が知りたい方は気軽にご連絡ください。



【講師】 泉 敬介
税理士、M&Aシニアアドバイザー、MA S監査プランナー、FP
TEAM Myoko-so CEO
税理士法人横浜総合事務所創業者
中小企業の発展と個人の真の豊かさの実現のために自由と自立をコンセプトとした法人・個人の未来会計業務を提供している。

TEAM
yoko-so

変わらないは、つまらない。

STEP
01

個人の価値観の整理

生まれてから今日までの自分を形作る出来事の振り返りをしていただき、TOP個人が大切にしている在り方・生き方を整理していただきます。



ディナーミーティング

1日目の総括として参加者中心にざっくばらんに振り返りをしていただきます。また、代表の泉をはじめyoko-soメンバーが壁打ち相手となり、価値観の整理のお手伝いをさせていただきます。



宿泊

会場近くのホテルを手配いたします。※詳細は決まり次第ご連絡いたします。



STEP
02

経営目的の整理

なぜ会社を経営しているのか、個人ではなく組織で目指すものは何かを整理していただきます。



STEP
03

経営理念の作成

STEP01.02で整理した材料を基に会社が大切にすることや価値観や行動指針を作成していただきます。



STEP
04

経営理念の浸透・運用

経営理念作成後、組織の社風とするための取り組みや活用方法を紹介させていただきます。



本セミナーは1DAY形式で過去4回開催し、ご参加いただいた皆様から好評をいただいております。しかし、1日では考えを整理する時間が足らず、経営理念の作成まで至らないとのご意見を多数いただきました。そのような経緯から今回合宿版（2DAYS）を開催する運びとなりました。

お申し込みフォームは
こちらから



令和 7 年 9 月 30 日

年末調整をご依頼頂いているお客様へ

税理士法人横浜総合事務所

代表社員 山本歩美

年末調整に係る申告書類のご送付方法変更について

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、これまで弊所では年末調整に必要となる「扶養控除等（異動）申告書」等の各種申告書類等を紙に印刷して送付しておりましたが、今年度より PDF データでの送付にご送付方法を変更させていただくこととなりました。

つきましては、下記のとおりご案内申し上げますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

■変更内容

- 従来：弊所にて印刷した各種申告書類を送付
- 今年度以降：弊所より PDF データをメールにて送付

■お願い事項

1. 弊所より送信するメールに添付された PDF をダウンロードしてください。
2. 貴社にて印刷いただいた各種申告書類に必要事項をご記入ください。
3. ご記入後は、弊社指定の方法にてご提出をお願いいたします。

※郵送または PDF データ送信等、提出方法の詳細は PDF 送付時のメールにて別途ご案内いたします。

■本対応の目的

- ペーパーレス化による環境負荷の軽減
- 郵送にかかる時間・コストの削減
- 迅速かつ効率的な事務処理の実現

ご不明点や印刷環境に制約のある場合は、遠慮なく弊社担当者までご相談ください。今後も業務の効率化とサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具